

第3次大潟村行財政改革大綱

**平成30年3月
大潟村**

目 次

I 第3次行財政改革大綱の基本的な考え方

1. これまでの行財政改革の取り組み	1
2. 行財政改革の必要性	2
3. 第3次行財政改革の基本方針	2
4. 推進期間	3
5. 第3次行財政改革推進体制	3
6. 行財政改革大綱の進行管理	3

II 第3次行財政改革の具体的取り組み

1. 業務改善の推進	4
2. 補助金・委託料の見直し	6
3. 組織機構の見直し	8
4. 職員の適正化と人材育成	9
5. 使用料・施設利用料等の見直し	11
6. 公共施設の効率的運用と適正管理	12
7. 村有財産の有効活用の推進	13
8. 行政経費の見直し	14
9. 働き方改革	16
10. 財政計画	18

第3次大潟村行財政改革の推進について

I 第3次行財政改革大綱の基本的な考え方

1. これまでの行財政改革の取り組み

地方分権の推進や少子高齢化、国や地方公共団体の財政状況悪化を背景に、自治体としての生き残りをかけ、真に自立していくためには、行財政運営の効率化、合理化が不可欠であることから、平成17年3月に村づくり計画（自立計画）を策定し、今後10年間の村づくりと村政運営の方針を定めました。その中でも重要視したのが行財政改革の推進であり、その指針として平成17年3月に「大潟村行財政改革大綱」を策定し、16年度から25年度までの10年間の第1次、平成26年度から平成29年度の4年間を第2次として、行財政改革の方針や10項目の具体的改革事項を定め、計画的に行財政の改革とスリム化を進めてきました。

これまで、事務事業の整理合理化、補助金の縮減、職員数の縮減、組織機構の再編、公共施設への指定管理者制度の導入、行政経費の削減などに取り組んできました。

こうした取り組みにより、平成25年4月段階で、職員数を59人（平成15年度に比べ7人減）に縮減したほか、村長部局において7課体制を4課体制にスリム化しました。また、住民による広報配布など、住民の理解と協力を得ながら、行政と地域との役割分担（住民参加型行政）の推進にも努めてきました。

財政面では、当初大幅な減額が予想されていた地方交付税の増もあり、また、計画的な基金積立や経費削減により、計画期間中に学校建設や認定こども園の建設という大きな事業があったものの、村の財政状況は、平成28年度の実質公債費比率が6.5と良好な数値となっています。また、平成22年度から導入した財務4表による財政分析でも健全な財政状況であるとの結果が出ており、この14年間で当村の行財政改革は一定の成果が得られています。

平成30年度から平成33年度までの第3次大潟村行財政改革大綱（以下「第3次行革大綱」という。）においても、引き続き、健全な財政基盤、質の高い行政サービスを提供するため、これまでの事務事業の評価、見直しを行い、必要な整理合理化、補助金の縮減、公共施設への指定管理制度の導入等、行政経費の縮減に努めてまいります。

また、これまででは、職員数縮減の取組により、組織のスリム化や人件費の抑制が図られるなど、着実な実績を上げてきたところですが、今後は、地方分権、権限移

譲などのほか、新たな行政需要へ対応するため、業務量と定員のバランスと仕事と育児の両立など働きながら私生活も充実させられるよう環境を整えるとともに、限られた職員数で行政サービスの向上を図るため、職員一人一人の業務遂行能力の向上を図ります。

[実質公債費比率] 一般財源に占める公債費の割合。健全化判断比率のひとつ。高いほど危険。この比率が 18 %を超えると地方債発行に国の許可が必要となる。25 %以上になると財政健全団体になり、35 %以上になると財政再生団体になる。

[財務 4表] 地方公共団体の予算・決算制度は、現金主義の考え方で行われていることから、従来の貸借対照表および行政コスト計算書についても、現金主義の考え方に基づき作成されていた。しかし、より正確な行政コストの把握など諸課題を解消するために、企業会計で用いられる発生主義および複式簿記の考え方を導入した財務 4 表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成・整備することで、地方公共団体の資産や負債の状況が把握できるようになり、適正な管理を進めていくことができる。

2. 行財政改革の必要性

平成 29 年度で第 2 次行革大綱の推進期間が終了となります、社会環境や社会情勢の変化に的確に対応し、大潟村が目指すまちづくりの方向性とその実現に向けた考え方や取組などを示す「第 2 期大潟村総合村づくり計画」や人口減少対策と地域活性化に資する「大潟村コミュニティ創生戦略」に基づいた村づくりを進めていくためにも、行財政改革は引き続き取り組んでいかなければならない課題であります。

よって、これまでの取り組みを踏まえながら、時代に適した村政運営の指針として、第 3 次行革大綱を策定し、一層の行財政改革を推進していくものです。

3. 第 3 次行財政改革の基本方針

(1) 行政運営の効率化

①サービス向上

多様化・高度化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、行政サービスの質向上を図るとともに、事務量・事務内容に応じた適材適所の職員配置に努めます。

②職員の資質向上

厳しい財政状況や限られた人材のもと、行政経営の視点に立った人材育成に努めます。

③事務事業及び組織の見直し

必要に応じて、事務事業や組織の見直しを行います。

(2) 財政の健全化

農業情勢、人口減少や少子高齢化などにより、財政が縮小していくことが懸念され、その財政規模に見合った行政運営が課題となります。

この認識にたって、将来を見据えた中・長期の財政見通しを立て、事業の効率化や見直しを行い、自主財源の確保と徹底した経常的経費の削減など、事務事業や補助金等の見直しによる歳出全般の抑制と歳入の確保に努め、中長期的な視点に立って、財政の一層の健全化に向けた取り組みを進めます。

(3) 公共施設の適正管理

公共施設等の効率的な維持管理により、コスト縮減を図ります。

4. 推進期間

平成30年度から33年度までの4年間とします。

5. 第3次行財政改革推進体制

第3次行革大綱は、第2期大潟村総合村づくり計画と関連・連動するものであります。このことから、一体的に取り組んでいくことが合理的であり、また、策定には現況調査等を踏まえる必要があることから、実務担当職員が事務事業や補助金の評価、見直し作業を行います。

6. 行財政改革大綱の進行管理

第3次行革大綱は、広報等を通じて十分な周知を図り、村民の理解と協力を得ながら進めていくとともに、職員が高い意識と不斷の努力で取り組んでいかなければならぬものであります。よって、第3次行革大綱の推進状況については、第2期総合村づくり計画に沿った的確な進行管理に努めます。

II 第3次行財政改革の具体的取り組み

1. 業務改善の推進

《取組方針》

- 行政効率や効果の向上及び新たな政策課題につなげるため、総合村づくり計画に基づき実施している施策・事業について、第2次行革大綱に引き続き、費用対効果や成果、必要性など様々な観点から後期4年間の評価を実施し、その上で、整理統合・廃止・外部委託・協働・改善について検討していく。
- スリムで効率的な業務推進体制を確立し、事務の簡素化・迅速化を図るため、業務全般を見直す。

《取組内容》

(1) 事務事業の見直しと政策評価の検討

施策・事業の評価（妥当性・有効性・効率性）に基づいた事業の見直しをする。また、政策の評価結果が今後の政策により有効に反映されるよう、毎年度予算査定時に評価できるよう政策事業調書に評価欄を設けることを検討するとともに、計画的な企画立案と継続的に事務事業の評価が行えるよう4年後を見据えて施策・事業の企画立案する。

◇政策事業調書の記載事項の検討

(2) 民間活力の活用

引き続き、民間手法を活かしたサービス水準の向上とコスト削減、利用者の利便性向上のため、行政と民間の連携について、検討を行う。

◇診療所、村営住宅、体育施設の民間活力の活用の検討

(3) 電算システム共同化による効率的な行政運営

平成32年度の共同化電算システムの更新時期に合わせ、現行システム並びに事務手順の評価・見直しを行い、引き続き、電算システム共同化による業務の円滑化並びに効率化、そして経費削減に努める。

◇各種電算システム活用等による事務処理の迅速化と紙媒体の削減

《実施計画》

取組内容	30年度	31年度	32年度	33年度
◇政策事業調書の記載事項の検討	→			
◇診療所、村営住宅、体育施設の民間活力の活用の検討		→		
◇各種電算システム活用等による事務処理の迅速化と紙媒体の削減			→	

2. 補助金・委託料の見直し

《取組方針》

- 全ての補助金について負担の適正化やニーズ、補助団体の事務の効率化の観点から見直し、継続・縮小・廃止に区分する。
- 政策との関連や行政需要等から新設される補助金については、安易な新設を抑制するとともに、終期を定めるようとする。
- 委託料については、委託の効果、行政経費の観点等から見直し、継続・縮小・廃止に区分する。また、行政効率の観点から新たに委託した方がよい業務はないか検討する。

《取組内容》

(1) 補助金

[補助金一覧別表]

区分	判断基準	件数	金額(千円)
①継続	A1：目的の継続性が認められるもの	36	1,292,160
	A2：政策上、継続すべきもの	49	649,325
②縮小	B1：事業の継続は必要だが、社会経済情勢上、一定の削減はやむを得ないもの	1	500
	B2：補助効果は認められるが、ある程度自助努力で賄うべきもの	1	2,696
③廃止	C1：当初の目的を達したもの	7	0
	C2：補助事業者（団体）の自主的活動に委ねることが適當なもの	1	0
	C3：廃止しても比較的影響の少ないもの	0	0
④その他	D1：H24・25年度若しくは後期計画期間中に事業が終了した（する）もの	4	3,000
	D2：単年度事業	11	0
合計		110	1,947,681

※金額は、H30～33年度までの合計額

◇繰越金が多い団体については、実績払いや精算に伴う補助金返還などの方法について見直し検討をする。

◇新規補助金は、団体に対する運営助成的補助ではなく、緊急・政策上必要なものに限定する。

(2) 委託料

[委託料一覧別表]

区分	判断基準	件数	金額(千円)
①継続	A : 業務の性質上、委託した方が適当なもの	178	1,407,013
②縮小	B : 委託業務内容の見直しにより減額できるもの（他業務へ統合する委託業務を含む）	28	44,904
③廃止	C1 : 委託内容の見直しにより、廃止しても影響の少ないもの C2 : 第2次若しくは第3次行革大綱期間中に事業終了等によるもの（単年度委託含む）	1 49	276 0
合計		256	1,452,193

※金額は、H30～33年度までの合計額

◇同一内容にもかかわらず各課ごとに委託しているものを一括委託することにより、経費を削減できないか検討する。

《実施計画》

(補助金)

(単位：千円)

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
◇補助金の縮減額	396,364	324,457	317,333	337,283	319,283
対29年度比較		△71,907 (△18%)	△79,031 (△20%)	△59,081 (△15%)	△77,081 (△19%)

(委託料)

(単位：千円)

取組内容	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
◇委託料の縮減額	364,739	516,241 151,502 (42%)	304,006 △60,734 (△17%)	318,874 △45,865 (△13%)	313,073 △51,666 (△14%)

3. 組織機構の再編

《取組方針》

○ 現行の組織機構については、平成 24 年度に「環境エネルギー室」を新設して、村長部局 4 課 1 室、教育委員会、議会、農業委員会となっている。

行政需要が複雑多様化してきている中で、一層効率的な組織のあり方が求められていることから、村民サービスの向上につながるよう、簡素で効率的な組織の構築を基本とする。

総合村づくり計画に基づいた施策を円滑に推進するとともに、新たな行政課題に迅速に対応できるよう必要に応じて組織機構を見直すなど、業務内容、事務量及び職員数とのバランス等を総合的に勘案した組織の再編を行う。

《取組内容》

(1) 総合力を発揮できる柔軟で機能的な組織体制

現行組織体制を維持するが、住民の多様なニーズ、新たな行政課題に総合力が発揮できる柔軟で機能的、かつ簡素で効率的な組織の構築に努め、必要に応じて組織の再編並びに充実強化を図るものとする。

《実施計画》

取組内容	30年度	31年度	32年度	33年度
◇現状維持（必要に応じて見直し）				→

4. 職員の適正化と人材育成

《取組方針》

- 一般職については、業務量を勘案しつつ、年度ごとの退職者及び再任用職員並びに新規採用の推移と併せて見直し、適正化を図る。
- 組織の目的・目標の共有など個人の認識を高めながら、目的・課題意識の高い職員の育成を図る。

《取組内容》

- (1) 行政需要に応じた定員管理と人員配置 [定員適正化計画別表]
人口減少や高齢化など社会構造の変革や地方分権に伴い、高度化・多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応するため、効率的な行政組織の構築を目指すとともに、定員管理については、職員数と事務量のバランスに配慮しながら計画的に実施する。
また、将来を見据えた職員採用など適正な人員配置に努める。
- (2) 再任用制度の実施
再任用制度により、今後、退職する職員の豊富な知識や経験、能力や技術等を有效地に活用することで、組織の効率的な運営や高度化・多様化する行政課題への対応し、住民サービスの維持や向上を図る。
- (3) 人事評価の実施
平成28年度から実施しており、職員が職務を遂行するにあたり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には住民サービス向上を目的とする。
- (4) 職員研修の充実
地方分権の推進による地方自治体の責任・役割の増大及び住民ニーズの複雑多様化により、職員の能力開発及び資質の向上がこれまで以上に求められることから、必要な職務遂行能力及び政策形成能力を持つ職員を育成するため、職員研修計画を作成し、年間1研修を目指す。
また、自己啓発・自己研修を支援・奨励し、次代に備えた能力の養成に努める。

(職員研修計画)

- ・新任研修（新規採用職員）

- ・職階研修（昇任時）
- ・能力開発研修（政策形成能力研修、プロセッション研修、法務能力研修）の毎年受講義務付け
- ・自己啓発研修（専門的知識の習得、キャリアアップ研修）
- ・県への出向

（5）職員の健康管理の充実

時間外勤務の抑制や年次有給休暇の計画的取得が可能な環境づくりに努めるほか、職員健康診断やメンタルヘルス研修の実施などにより、職員の心身両面での健康管理に努める。

《実施計画》

取組内容	30年度	31年度	32年度	33年度
◇定員適正化計画	(29年度策定)			
◇再任用制度の実施				→
◇職員研修の充実				→
◇職員健康管理の充実				→

5. 使用料・施設利用料等の見直し

《取組方針》

- 行政サービスは他市町村に比較して充実していると考えるが、使用料等料金単価については、近隣市町と比較して、全体的に同等程度もしくは低い価格帯での設定になっているので、維持管理・運営費と減価償却費を考慮した受益者負担のあり方について重点的に精査・見直しを行い、行政の負担と受益者、利用者負担の公平性について検討を行う。
- 交流人口拡大のため、干拓博物館の入館料無料化について検討する。

《取組内容》

(1) 使用料・施設利用料等の他市町村との比較 [別表]

(2) 使用料・施設利用料等の検討

使用料・利用料については、行政の負担と受益者、利用者負担の公平性を図るために、維持管理・運営費と減価償却費を考慮した受益者負担のあり方について、検討委員会等で重点的に精査・見直しを行う。

(3) 行政サービスのあり方の検討

上記の検討と同時に、将来的な施設の維持管理、更新を含めた長期的な計画と自治体の規模に見合った最小の経費で最大の効果をあげる（地方自治法第2条）ための各種行政サービスのあり方についての検討を行う。

《実施計画》

取組内容	30年度	31年度	32年度	33年度
◇使用料・利用料の見直し検討		→		
◇行政サービスのあり方の検討				→

6. 公共施設の効率的運用と適正管理

《取組方針》

- 人口減少等の状況を踏まえ、社会情勢に見合った施設の総量、サービスの適正化を図る。
- 住民の利用度及び満足度、行政経費等の観点から見直し、住民が利用しやすい施設となるよう、施設本来の機能を発揮した管理運営の充実を図る。併せて、類似施設との整理統合・廃止・民間委託についても検討する。
- 見直しにあたっては、施設の設置目的に沿った有効活用を図るため、管理体制や他施設との連携、利用手続きの簡素合理化等についても検討する。
- 財政状況を勘案しながら村有施設の維持管理・補改修に努める。

《取組内容》

(1) 管理運営見直し結果

検討区分	施設名
◇整理統合検討	コミュニティ会館
◇指定管理検討	診療所、体育館、野球場、B & G 海洋センター、テニスコート
◇指定管理料見直し	多目的運動広場・多目的グラウンド

(2) 村有施設維持管理経費見込み額（別表）

《実施計画》

取組内容	30年度	31年度	32年度	33年度
◇整理統合検討（コミュニティ会館）	————	————	————	→
◇診療所、体育施設の指定管理検討	————	————	————	→
◇指定管理料見直し (多目的運動広場・多目的グラウンド)	————	————	————	→

7. 村有財産の有効活用の推進

《取組方針》

- 未利用地の効果的かつ計画的な利活用について検討する。
- 将来的にも公共用地として使用しない村有財産について、売却や貸付も含めた村有財産の有効活用を図る。

《取組内容》

(1) 未利用地の利活用の検討

「第4次土地利用計画」(図面化含む)を策定し、計画的な利活用について検討する。

(2) 南2-1 県有地(5ha)の取得及び利用計画についての検討

県に対し、H24年度時点で3年後を目処に「公園としての活用」を前提に取得の意志を示している。南の池公園も含めた一体的な景観づくりのため、取得することを前提に利用計画について検討する。

(3) 財産並びに施設の適正管理

公共施設の管理については、「6. 公共施設の効率的運用と適正管理」に記載

《実施計画》

取組内容	30年度	31年度	32年度	33年度
◇未利用地の利活用検討	_____	_____	_____	→
◇南2-1 県有地(宅地5ha)取得及び利用計画についての検討	_____	_____	_____	→
◇財産並びに施設の適正管理	_____	_____	_____	→

8. 行政経費の見直し

《取組方針》

- 行政経費全般について見直し、経費削減に努める。
- 財政の健全化に努める。
- 公共施設の整備に係るコスト縮減とサービス向上に努める。

《取組内容》

(1) 経常的経費の削減

事務事業、補助金並びに委託料、使用料及び利用料、施設の管理運営、各種行政経費の見直し等により、経常的経費の削減に引き続き取り組む。

(2) 実施事業の選択と重点化

多様化する住民ニーズや行政課題を的確に把握するとともに、実施すべき事業を選択し、予算を重点配分することにより、効率的な執行に努める。

(3) 情報システム共同化による経費の削減

電算共同化による経費削減を一層推進する。

(4) 職員のコスト意識の高揚

[経費節減マニュアル別紙]

経費節減マニュアルを作成し、事務事業の遂行には常にコスト意識をもって臨み、費用対効果の観点から効率的な事業執行を心がけるよう職員のコスト意識の高揚を図る。

(5) 繰上償還の実施

財政状況を勘案しながら繰上償還を実施する。

(6) 財政状況の公表

他自治体と比較可能な指標を用いて、財務4表に基づく財政状況の公表を継続し、健全な財政運営を図っていく。

(7) 「PPP」※1 「PFI」※2 手法の導入

行政と民間が連携して、民間事業者の経営上のノウハウや技術を活用し、また、事業全体のリスク管理と施設等の維持管理、運営を一体的に行うことによる、事業コストの縮減と行政サービスの質の向上を図るため、公共施設等の整備等を行うにあたっては、「PPP」手法の優先的検討を行う。

※1 「PPP」とは

PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）とは、行政と民間が連携して、公共サービスの提供を行うスキームをPPPと呼ぶ。PPPの中には、PFIの他、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営方式、包括的民間委託、自治体業務の専門的な内容を外部委託することなども含まれる。

※2 「PFI」とは

PFI（プライベイト・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間のノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方である。

《実施計画》

取組内容	30年度	31年度	32年度	33年度
◇経常的経費の削減				→
◇実施事業の選択と重点化				→
◇情報システム共同化による経費の削減				→
◇職員のコスト意識の高揚				→
◇繰上償還の実施				→
◇財政状況の公表				→
◇PPP・PFI導入の優先的検討				→

9. 働き方の改善

《取組方針》

- 業務改善の取組により、簡素で効率的な行政運営及び行政サービスの向上を図る。
- 各所属におけるコミュニケーションを充実することにより、円滑な業務遂行と業務の効率化を図る。
- 多様な働き方を積極的に推進し、職員の働きながら私生活も充実させられるよう職場環境の向上を図る。

《取組内容》

(1) 業務改善の取組

府内会議の効率化や会議の進め方、執務環境の改善など、身近な業務改善を推進する。

事務処理マニュアルの作成や書類の整理を徹底し、職員のもつ知識や情報を他職員と共有し、全体的な知識やノウハウの向上とともに、業務のコツや工夫を共有することで事務処理ミスの防止に繋げ、業務改善を図る。

(2) コミュニケーションの充実

各所属における職員の動向や業務予定、業務の進行、懸案事項等を共有し、職員同士の協力体制を確認する「朝の会」の充実と、夕方には職員同士の声かけにより、その日の業務の進捗状況や時間外勤務の必要性を把握し、課内の協力体制の強化と効率的な業務執行に努める。

(3) 職員の多様な働き方の推進

職員が仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境を構築するため、所属内でのコミュニケーションを図り、それぞれの職員の業務の進捗状況を把握しながら、所属長自らが職員に対し、積極的な有給休暇や特別休暇の取得を促し、介護や子育てへの参加、心身のリフレッシュなど多様な働き方を推進する。

働きやすい環境を構築することにより、職員のメンタルヘルスのレベルを引き上げ、職場の活性化や組織力の向上、業務の効率化を進める。

《実施計画》

取組内容	30年度	31年度	32年度	33年度
◇業務改善の取組	――――――	――――――	――――――	→
◇コミュニケーションの充実	――――――	――――――	――――――	→
◇職員の多様な働き方の推進	――――――	――――――	――――――	→

10. 財政計画

○大潟村の財政計画について

大潟村の財政状況を取り巻く環境を見ると、地方交付税をはじめとする国庫関連の歳入の減少、不透明な農業情勢や少子高齢化、人口減少等による収支の減など、今後は財政が縮小していくことが予想され、引き続き厳しい情勢のまま推移するものと思われる。

大潟村が今後も安定した財政運営を行っていくためには、これまでにも増してコスト意識を持ち、経費節減や効率的な事務執行が必要となってくる。

財政計画（普通会計）											
			(単位：百万円)								
年 度	項 目	28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
		決算	決算見込								
歳 入	村 税	724	725	725	725	725	725	720	720	720	720
	その他の交付金等	174	180	170	170	170	170	170	170	170	170
	地方交付税	1,341	1,290	1,270	1,270	1,270	1,270	1,250	1,250	1,250	1,250
	国 県 支 出 金	548	470	365	350	350	350	325	325	325	325
	使 用 料 等	62	65	70	70	70	70	70	70	70	70
	繰入金（基金）	128	160	400	100	100	100	100	100	100	100
	その他（繰越金等）	319	300	200	200	200	200	200	200	200	200
	村 債	167	728	313	243	240	240	230	230	230	230
	臨 財 債	105	99	100	100	100	100	90	90	90	90
	市 町 村 振 興	26	100	100	100	100	100	100	100	100	100
歳 出	公共事業等債	13	7	20	20	20	20	20	20	20	20
	学校教育等	0	499	70	0	0	0	0	0	0	0
	その他の歳出	23	23	23	23	20	20	20	20	20	20
	歳入計(A)	3,463	3,918	3,513	3,128	3,125	3,125	3,065	3,065	3,065	3,065
	人 件 費	633	660	650	650	650	650	650	650	650	650
歳 出	扶 助 費	151	160	160	160	160	160	170	170	170	170
	公 債 費	432	341	650	350	350	350	350	350	350	350
	うち繰上償還	108		300		0	0	0	0	0	0
	物 件 ・ 補 修 費	679	720	750	720	720	720	700	700	700	700
	補 助 費 等	887	701	700	700	700	700	650	650	650	650
	積 立 金	192	180	17	17	17	17	17	17	17	17
	繰 出 金	180	192	180	180	180	180	180	180	180	180
	投 資 的 経 費	157	890	400	300	300	300	300	300	300	300
	その他（予備費）			11	11	11	11	11	11	11	11
	歳出計(B)	3,311	3,844	3,507	3,088	3,088	3,088	3,028	3,028	3,028	3,028
歳入歳出差引額(A)-(B)		152	74	6	40	37	37	37	37	37	37
基 金	積 立 額	192	180	217	217	217	217	217	217	217	217
	取 崩 額	128	160	373	200	200	200	200	200	200	200
	残 高	1,012	1,032	876	893	910	927	944	961	961	978